

事 務 連 絡

令和 6 年 11 月 1 日

事 業 主 殿

全国設計事務所健康保険組合

賞与支払届等のご提出のお願い

謹啓 晩秋の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当組合の運営につきましては、日頃よりご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

賞与を支給したときは、「賞与支払届」を支給日より 5 日以内にご提出いただく必要があります。

「賞与支払届」の様式を送付いたしますので（CD もしくは自社打出し等での届出実績のある事業所を除く）、別添「賞与支払届等提出要領」を参照のうえ、「賞与支払届」をご提出ください。

また、厚生年金保険の届出書は、平成 28 年以降、当組合において取扱いはしておりませんので、詳細につきましては、日本年金機構にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、何卒ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

謹白

【お問合せ先】

業務部 適用・徴収グループ

TEL 03-3404-7344

組合ホームページURL

<http://www.sekkei-kenpo.org/>

賞与支払届等提出要領

1 賞与の対象となるもの

被保険者が労働の対償として受ける賞与・期末手当・決算手当などの名称は異なっても同一の性質を有し、年間を通じて3回まで支給されるものはすべて対象となります。

なお、年4回以上支給されるものは、標準報酬月額の対象となります。

2 賞与支払届について

- ・ 賞与支払届は、令和6年10月13日現在登録されているデータを基に作成しておりますので、それ以降に資格取得された方、資格喪失された方につきましては、追記及び削除してください。また、賞与支払予定月に、賞与を支給しなかった場合、または、賞与支払予定月を変更された場合は「賞与不支給報告書」のご提出をお願いします。
- ・ 賞与支払届及び賞与不支給報告書は、組合ホームページよりダウンロードすることが可能です。
- ・ その年度における標準賞与の累計額が上限（573万円）を超えているかどうかに関わらず、賞与支払届の提出が必要になります。
- ・ 資格喪失月に支給された賞与が、被保険者資格喪失日前に支給された場合は、保険料は発生しませんが累計額の対象になるため、賞与支払届の提出が必要になります。

※資格喪失日は退職日の翌日となります。

- ・ 産前産後休業及び育児休業期間中に賞与が支給された場合も、被保険者期間中に支給されたものであるため、賞与支払届の提出が必要になります。
- ・ 記入方法につきましては、算定時に事業所に送付しました「算定基礎届・月額変更届記載の手引き」の標準賞与額及び賞与支払届記入例（P. 59～62）をご参照ください。

3 ご提出期限・方法

提出期限：賞与支払日より5日以内

提出方法：郵送または電子申請（特定法人事業所）

(1) 電子媒体による届書のご提出について

- ・ 電子媒体にて届書をご提出する場合は、「CSV形式届出書総括表」をご提出ください。
- ・ セキュリティ対策としてデータファイルを暗号化しご提出いただく場合は、日本年金機構のホームページより「媒体データパスワード設定プログラム」

をダウンロードし、パスワードを設定してください。なお、電子媒体届出とは別に「パスワード通知書」を当組合へ送付願います。

詳細は日本年金機構のホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) の「電子申請・電子媒体申請」⇒「電子媒体申請」⇒〈提出用CD/DVD作成にあたっての注意事項及びお願い〉⇒「届出データにパスワードを設定」にてご確認ください。

この他のソフトウェアで暗号化されたファイルは、受付できない場合がありますのでご了承ください。

(2) 電子申請による届書のご提出について

- ・ 電子申請による届出は、申請APIへの対応、GビズIDの取得等の環境を整えたうえで作成してください。

4 ご提出先

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷2-37-9

全国設計事務所健康保険組合 適用・徴収グループ 宛

5 その他（標準賞与額および保険料）

賞与にかかる保険料は、実際に支払われた賞与額から1,000円未満を切り捨てた額を「標準賞与額」とし、この額に健康保険料率（90.0/1000 労使折半）介護保険料率（19.5/1,000 労使折半）を掛けた額となります。

標準賞与額の上限額は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年間の標準賞与支給合計額で、573万円になります。

賞与に係る保険料については、事業主は被保険者分を賞与支払時に控除できます。

なお、賞与に係る保険料は、提出月の翌月に一般保険料と合算した告知書を送付いたします。

※介護保険料の対象者は、当健康組合の被保険者で満40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号被保険者）となります。